連結所得の金額（別表四の二「55の①」）	に、	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「27の②」）	を	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「30の②」）	に、	平・平・（別表六の二(二十一)付表「27の②」）	を	平・平・（別表六の二(二十二)付表「27の②」）
						平・平・（別表六の二(二十一)付表「28の②」）		平・平・（別表六の二(二十二)付表「28の②」）

に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第２項若しくは第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同表備考１中「別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表」を「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表」に改め、同表を別表六の11(十七)とする。

別表六の11(十五)付表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同表を別表六の11(十六)付表とする。

別表六の11(十五)の表中

取得価額の合計額（別表六の二(十五)付表「９」の合計）	を	取得価額の合計額（別表六の二(十六)付表「９」の合計）	に、	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	を	連
税額控除限度額 ⑶×3/100（(別表六の二(十五)付表「１」)≦㉒の場合又は(別表六の二(十五)付表「１」)≦㉖の場合は０）		税額控除限度額 ⑶×3/100（(別表六の二(十六)付表「１」)≦㉒の場合又は(別表六の二(十六)付表「１」)≦㉖の場合は０）				

結所得の金額（別表四の二「55の①」）	に、	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「25の②」）	を	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「35の②」）

に改め、同表の記載要領中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同表を別表六の11(十六)とし、同表の前に次の11表を加える。